



## 寄付型の支援をされた方へ

**Q：寄付金控除の対象となりますか？**

A：ミラチケサガミハラは寄付金控除の対象外となります。

**Q：法人が支出した寄付金の損金算入方法について**

A：法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入できます。

**【損金算入限度額】**

$$\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4} = \text{【損金算入限度額】}$$

計算例 資本金等の額1,000万円、所得の金額1,500万円、1年決算法人の場合の損金算入限度額

$$\left( 1,000 \text{万円} \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + 1,500 \text{万円} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4} = \text{【10万円】}$$

注：所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

法人が支出した寄附金のうちに2～5の寄附金があるときは、それぞれ次のような取扱いになります。

国税庁HPより抜粋

**Q：使用済みの食事券はどうすればよいですか？**

A：店舗運営に関する資料の一環として、保管いただくことを推奨いたします。  
詳しくは顧問税理士等にご相談ください。

**Q：食事券の領収書の発行は必要ですか？**

A：お客様が希望される場合は領収書の発行のご協力をお願いいたします。

**Q：会計処理について**

A：以下の会計処理例を参考に税理士等と相談の上対応してください。

**【会計処理例】**

・支援金入金時

(現金) ×××                      (前受金) ××× 【食事券購入分】  
(雑収入) ××× 【寄附金分】

・食事券利用時

(前受金) ×××                      (売上) ×××  
(売上割引)×××